

阿波市建設工事公募型指名競争入札実施要領

この要領は、阿波市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事。以下「工事」という。)における入札・契約手続について、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保するため実施する「公募型指名競争入札」に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第1条 原則として、阿波市が発注する**設計金額が8千万円以上の工事**(以下「対象工事」という。)で公募型指名競争入札によることが適当と認められる工事を対象とする。

(発注情報の開示)

第2条 市長は、対象工事を公募型指名競争入札に付そうとするときは、入札担当部局での掲示により発注情報の開示を行うものとする。また、阿波市のホームページ及び建設専門紙への掲載及び建設関係団体への資料提供により公表する。

2 発注情報の開示は、**別添標準入札概要書例**によるものとする。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)に関する事項として、次の事項を入札概要書に記載するものとする。

- (1) 阿波市建設工事一般競争入札(指名競争入札)参加資格業者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 阿波市建設業者指名停止措置要綱(平成17年告示15号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 阿波市発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書(平成16年3月1日以前に経営事項審査の申請を行ったものについては経営事項審査結果通知書。入札日(阿波市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により入札を行う場合は、開札日)前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。)の写しを提出できる者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者で、市の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。
- (8) その他工事毎に必要と認める事項

(参加資格の決定)

第4条 前条の参加資格は、阿波市建設工事請負業者選定要綱(平成17年告示17号)第8条の規定によ

る建設工事審査委員会の審議に付し、決定するものとする。

(入札概要書の配布)

第5条 入札概要書は、次に掲げる入札関係書類により作成し、発注情報の開示後速やかに入札担当部局において配布するものとする。

- (1) 競争契約入札心得
- (2) 指名競争入札参加資格審査申請書(別紙-1)(以下「申請書」という。)
- (3) 共同企業体による共同施工の場合にあつては、阿波市建設工事共同企業体取扱要綱
- (4) 共同企業体による共同施工の場合にあつては、共同企業体要綱第11条各号に掲げる書類
- (5) その他工事毎に必要と認めるもの

(入札参加資格審査の申請)

第6条 入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は申請書及び入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を持参により提出し、参加資格の確認を受けなければならないものとする。ただし、電子入札システムにより入札を行う場合は、原則として当該システムにより提出するものとする。

- 2 申請書及び確認資料の提出期間は、原則として発注情報開示日から起算して8日間(市の休日(阿波市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く。)の翌日から2日間(市の休日を除く。)とする。ただし、電子入札システムにより入札を行う場合の提出期間は、原則として発注情報開示日から8日間(市の休日を除く。)とする。
- 3 申請書及び確認資料の提出場所及び提出方法については、入札概要書において明らかにするものとする。
- 4 提出期間内に申請書及び確認資料を提出しない者及び建設工事審査委員会において参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加できないものとする。
- 5 確認資料として提出する書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 同種の工事の施工実績(別紙-2)
 - (2) 配置予定技術者の資格及び工事経験(別紙-3)
 - (3) (1)及び(2)の資料の内容が明確に確認できる資料
 - (4) 総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)の写し
 - (5) その他工事毎に必要と認めるもの
- 6 市長は、前5項に掲げる事項及び次に掲げる事項について、入札概要書において明らかにするものとする。
 - (1) 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。
 - (2) 市長は、提出された申請書及び確認資料を、参加資格の確認以外に入札参加希望者に無断で使用しないものであること。
 - (3) 提出された申請書及び確認資料は返却しないこと。
 - (4) 提出期間以降は、原則として申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めないこと。

(入札参加者の選定)

第7条 市長は、入札参加希望者から提出された申請書及び確認資料の審査を行い、建設工事審査委員会の審議を経て入札参加者の選定を行うものとする。

- 2 市長は、前条の審議の結果を、原則として申請書及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算

して10日以内(休日を含む。)に、指名通知書又は非指名通知書により入札参加希望者に通知するものとする。なお、電子入札システムにより入札を行う場合は、原則として当該システムにより通知するものとする。

3 第1項の審議において、指名しないものとした者に対しては、非指名通知書に理由を付すとともに、所定の期限内にその理由(非指名理由)について説明を求めることができる旨を明記するものとする。

4 第2項の通知を行った日の翌日から入札日前日(電子入札システムにより入札を行う場合は、入札書提出締切日時)までの間に、入札参加者として指名された者が第3条のいずれかの事項に該当しない状況に至った場合は、第2項の通知を取消し、その旨通知するものとする。なお、電子入札システムにより入札を行う場合は、原則として当該システムにより通知するものとする。

(指名しなかった者に対する理由の説明)

第8条 指名されなかった者は、前条第3項の通知をした日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に、市長に対して、その理由(非指名理由)についての説明を書面により求めることができることとし、その旨を入札概要書において明らかにするものとする。

2 指名されなかった者が説明を求める場合は、書面(任意様式)を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

4 前3項の手続は、前条の当該入札事務の執行を妨げないものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第9条 対象工事に係る設計図書等については、次に掲げる方法のうち市長が指定する方法により示すものとし、その旨を入札概要書において明らかにするものとする。

(1) 閲覧(貸出を含む。)

(2) 交付

2 前項第1号による場合、閲覧の期間は、原則として指名通知書を通知した日の翌日から起算して3日目(休日を除く。)から2日間とし、その旨及び閲覧の場所については、入札概要書において明らかにするものとする。

3 第1項第2号による場合、原則として指名通知書を通知した日の翌日から起算して3日間(休日を除く。)に交付を行うものとし、その旨及び交付の場所については、入札概要書において明らかにするものとする。

なお、この業務は、各発注担当部局で定めるところにより委託できるものとする。

4 入札参加者として指名された者が、設計図書等の閲覧、貸出又は交付を受けるときは、指名通知書原本を持参し、契約担当者に提示するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第10条 市長は、入札に際して、阿波市財務規則(平成17年規則第37号。以下「規則」という。)第100条第1項の規定により入札に参加しようとする者に対し、その見積金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、規則第100条第2項に該当する場合は、入札保証金の納付を免除できるものとする。

2 市長は、契約に際して、規則第120条の規定により契約の相手方に対し、契約金額の100分の10

以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券の保証又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(入札の執行)

- 第11条** 入札及び開札の日時及び場所については、入札概要書において明らかにするものとする。
- 2 入札の執行は、入札参加者として指名された者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
 - 3 入札書の提出は、持参によることとし、郵送又はファクシミリによるものは認めないものとする。
 - 4 入札に際して、工事費内訳書の提出を求める場合は、その旨を公告において明らかにするものとする。
 - 5 入札執行回数は2回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。
 - 6 第2項から第5項に掲げる事項については、入札概要書において明らかにするものとする。

(電子入札システムにより入札を行う場合の入札及び開札)

- 第11条の2** 電子入札システムにより入札を行う場合の入札書提出期間並びに開札の日時及び場所については、入札概要書において明らかにするものとする。
- 2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるとして契約担当者が認めた場合にあつては、持参により紙媒体の入札書の提出ができるものとする。
 - 3 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者がある場合は、当該入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
 - 4 入札書の提出に際して、工事費内訳書の添付を求めるものとする。
 - 5 入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。
 - 6 第2項から第5項に掲げる事項については、入札概要書において明らかにするものとする。

(入札の無効)

- 第12条** 指名されなかった者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに阿波市競争契約入札心得第8の各号に違反した入札は、無効とする。

また、入札参加者として指名された者であっても入札時点（電子入札システムにより入札を行う場合は、開札時点）において第3条に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。ただし、第3条第5号に規定する総合評定値（経営事項審査結果通知書の総合評点）に係る資格にあつては、この限りでない。

(落札者の決定方法)

- 第13条** 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするることができることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 2 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定す

るものとする。なお、電子入札システムにより入札を行う場合は、当該システムに装備されている電子くじにより落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第14条 市長は、落札決定した日から遅滞なく、阿波市契約管財課において閲覧に供することにより公表するものとする。

(契約の時期)

第15条 阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年阿波市条例第49号)第2条の規定により議会の議決が必要な工事については、落札者の決定後、請負契約(仮契約)を締結し、議決後に本契約となるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(その他)

第16条 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を入札概要書において明らかにするものとする。

- 2 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止要綱に基づき指名停止の措置の対象となる旨を、入札概要書において明らかにするものとする。
- 3 入札概要書に記載する事項については、この要領に定めるもののほか、別添標準入札概要書例によるものとする。
- 4 電子入札システムにより入札を行う場合にあっては、この要領に定めるもののほか、阿波市電子入札システム運用基準によるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(別紙－1)

指名競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

阿波市長

殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

阿波市が発注する〔 工事〕の指名競争入札に参加するために資格審査を受けたいので、指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

(別紙-2)

同種の工事の施工実績

企業名 _____

項目		番号	1	2	3
工事 名 称 等	工 事 名				
	発 注 機 関 名				
	施 工 場 所				
	契 約 金 額		千円	千円	千円
	施 工 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
	受 注 形 態		・単体 ・共同企業体 (出資比率 %)	・単体 ・共同企業体 (出資比率 %)	・単体 ・共同企業体 (出資比率 %)
工 事 概 要 等	規 模 ・ 寸 法				
	構 造 形 式				
	使 用 機 材 ・ 数 量				
	設 計 条 件				

- (注) 1 入札に参加する者に必要な資格において明示した対象工事と同種の施工実績を3工事以内で記入すること(工事が完成し、引き渡し完了しているもの)。
2 施工場所については、市町村名まで記入すること。
3 受注形態については、該当する形態に○を付けること。なお、形態が共同企業体の場合は、()内に出資比率を記入すること。
4 記載した工事に係る工事請負契約書、竣工承認書又はこれに準ずる書類並びに仕様書中の規模及び構造等が明確に分かる部分(設計図書を含む。)の写しを添付すること。また、共同企業体の場合は、協定書中の出資比率を明記した部分の写しも併せて添付すること。

(別紙-3)

配置予定技術者の資格及び工事経験

企業名 _____

項目		氏名			
法令による免許					
監理技術者資格者証		取得年月日		取得年月日	
		登録番号		登録番号	
工事 名 称 等	工事名				
	発注機関名				
	施工場所				
	契約金額				
	施工期間				
	受注形態	・単体 ・共同企業体 (出資比率 %)	・単体 ・共同企業体 (出資比率 %)	・単体 ・共同企業体 (出資比率 %)	・単体 ・共同企業体 (出資比率 %)
	従事役職	・監理技術者 ・主任技術者	・監理技術者 ・主任技術者	・監理技術者 ・主任技術者	・監理技術者 ・主任技術者
工事 概要 等	規模・寸法				
	構造形式				
	使用機材・数量				
	設計条件				

- (注) 1 入札に参加する者に必要な資格において明示した配置予定技術者を3人以内で記入すること。
2 法令による免許については、取得している国家資格の名称を記入すること。また、当該資格に係る合格証明書、監理技術者資格者証（業に係るもの）及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
3 配置予定技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
4 従事した役職が明確に分かる発注者に提出した施工計画書又はコリンズ登録データの写しを添付すること。
5 記載した工事に係る工事請負契約書、竣工承認書又はこれに準ずる書類並びに仕様書中の構造等が明確に分かる部分（設計図書を含む。）の写しを添付すること。また、共同企業体の場合は、協定書中の出資比率を明記した部分の写しも併せて添付すること。

公募型指名競争入札方式の手続について

阿波市が発注する建設工事について、指名競争入札に付する場合において、指名業者の選定にあたり、建設業者の入札参加意欲を反映するとともに、技術的適性をよりの確に把握するための技術資料の提出を建設業者から幅広く求める「公募型指名競争入札方式」に係る手続を次のとおり定めたので、この手続により実施してください。

1 対象工事

工事規模が8千万円を超える建設工事を対象とする。ただし、緊急を要する場合その他公募型指名競争入札方式に係る手続により難しい場合はこの限りでない。

2 入札参加資格確認資料の収集

市長は、1に掲げる対象工事を発注しようとする場合においては、阿波市建設工事請負業者選定要綱(平成17年告示17号。以下「選定要綱」という。)を踏まえて、選定要綱に基づく指名競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、入札参加資格確認資料の提出を求める対象者の範囲を建設工事審査委員会で決定した上で、3の入札参加資格確認資料の提出を求めるものとする。

3 入札参加資格確認資料の内容

入札参加資格確認資料の内容は、次に掲げるものの中から、当該工事の特性等に応じて選択するものとする。また、4の開示後速やかに、入札参加資格確認資料の作成及び提出に係る事項等を記載した入札概要書を配布するものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請書(別紙-1)
- (2) 施工実績(別紙-2)
 - ア 同種又は類似の工事の施工実績
 - イ 近隣地域内における工事の施工実績
- (3) 配置予定の技術者(別紙-3)
 - ア 主任技術者又は監理技術者の予定者氏名(3名以内)
 - イ アの予定者の資格、工事経験等
- (4) 総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)の写し
- (5) 営業所の所在地
- (6) 指名実績
- (7) その他発注機関の長が必要と認める事項

4 工事発注情報の開示

3の入札参加資格確認資料の収集を公募する場合においては、次の要領で工事発注情報を開示するものとする。

- (1) 工事発注情報の開示方法
 - ア 建設専門誌(建通新聞等)等に掲載
 - イ (財)日本建設情報総合センター(JACIC)に依頼
 - ウ 建設業協会等に資料提供
 - エ 阿波市ホームページに掲載

- オ その他
- (2) 開示内容
 - ア 発注予定建設工事の概要
 - イ 入札日程
 - ウ 主な入札参加の資格要件
 - エ その他発注機関の長が必要と認める事項

5 入札参加資格者の選定

市長は、提出された入札参加資格確認資料の審査を行い、その審査結果を踏まえ、選定要綱第 8 条に基づき、入札参加資格確認資料を提出した者の中から当該工事に参加する者を、建設工事審査委員会で選定するものとする。

6 苦情申し立て

- (1) 市長は、入札参加資格確認資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)を書面により通知するものとする。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 5 日(行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面により、各発注部局の長に対して非指名理由についての説明を求められることができるものとする。
- (3) 市長は、非指名理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して 5 日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。
- (4) (1)から(3)までに掲げる事項については、入札概要書において明らかにするとともに、(2)に掲げる事項については、(1)の通知において明らかにするものとする。
- (5) (1)の通知は、当該工事に係る指名通知と同時に行うとともに、非指名理由については、選定要綱第 8 条第 2 項の条件のいずれの観点から指名しなかったかを明らかにするものとする。
- (6) 各発注部局の長は、(3)の回答内容を建設工事審査委員会に報告するものとする。

7 実施上の留意事項

- (1) 資料の作成に係る費用及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された申請書類及び確認資料は、返却しないものとする。
- (3) 申込日以降は、原則として申請書類及び確認資料の差替及び再提出は認めないものとする。
- (4) (1)から(3)までに掲げる事項については、入札概要書において明らかにするものとする。

適正な施工体制確保のための主任技術者等の運用について

1 主任技術者等の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、主任技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日により確認する。

- ・ 直接的な雇用関係については、主任技術者等と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務(賃金、労働時間等)が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。
- ・ 専任の主任技術者等を要する場合(請負金額(税込)が3千5百万円(建築一式工事は7千万円)以上の公共工事又は特記仕様書に定めた場合)の恒常的な雇用関係は、入札日(随意契約は見積書提出日)以前に請負業者と3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。
ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更にもなう所属建設業者の変更があった場合に、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にある者とみなす。

2 主任技術者等の途中交代

主任技術者等の工事途中の交代については、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから必要最小限とする必要があり、主任技術者等の死亡、傷病又は退職した場合のほか、次の場合等が考えられる。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地への工事現場が移行する時点
- ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合
なお、いずれの場合も発注者と請負業者との協議により、交代の時期は一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後の技術力が同等以上に確保され、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保に支障がないと認められることが必要である。

3 主任技術者等の専任期間

主任技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。

- ① 請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間(工場製作過程での監理技術者による管理は必要であるが現場での専任は不要)
- ④ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)事務手続、後片付け等のみが残っている期間
ただし、いずれの場合も発注者と請負業者の間で、専任を要しない期間が書面により明確になっている事が必要である。なお、工場製作過程においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制が可能である場合は、同一の主任技術者等が製作を一括して管理することができる。

入札概要書

この公募型指名競争入札に参加を希望する者は、「阿波市建設工事公募型指名競争入札実施要領」（〇〇年〇〇月〇〇日公布）に定める入札参加資格審査申請書と次に規定する入札参加資格確認資料をそれぞれ1部持参の上、資格審査申請をしてください。

なお、発注予定建設工事及び入札参加条件等は次のとおりです。

1 発注予定建設工事

- (1) 工事名 〇〇工事
- (2) 工事箇所 阿波市〇〇
- (3) 工事概要 延長〇〇.〇m
その他付帯工事
- (4) 施工期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
- (5) 設計金額 〇〇千円（税抜き）

2 入札日程

- 〇年〇月〇日（〇） 工事発注情報開示
- 〇月〇日（〇） 入札概要書配布
- ～〇月〇日（〇）
- 〇月〇日（〇） 入札参加資格審査申請予約受付
- 〇月〇日（〇） 入札参加資格審査申請受付
- ～〇月〇日（〇）
- 〇月〇日（〇） 指名通知発送
- 〇月〇日（〇） 設計図書等交付
- 〇月〇日（〇） 入札

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げるすべての事項に該当する者であることとする。

- (1) 県内業者（建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所が県内にある者。以下「県内業者」という。）であり、平成17年度の阿波市建設工事一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿（以下「参加資格業者名簿」という。）に建設工事の種類が建築一式工事で登録されており、建築一式工事の格付けが特A級の者、及び市内業者で、建築一式工事の格付けがB級までの者で、建築工事業に係る建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者が構成員となる共同企業体（阿波市建設工事共同企業体取扱要綱（平成〇〇年告示第〇〇号）以下「共同企業体要綱」という。）に定める共同企業体）で、別に定める入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 阿波市建設業者指名停止措置要綱（平成17年告示第15号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 阿波市発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であると

の認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。

- (5) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（平成 16 年 3 月 1 日以前に経営事項審査の申請を行ったものについては経営事項審査結果通知書。6 の申請書及び確認資料の提出日前 1 年 7 月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者で、県の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 建築工事業に係る建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (8) 1 棟の延べ床面積が 450 m²以上で、かつ、階数が 2 以上（主要用途が工場、倉庫、その他これらに類するものを除く。）の木造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築（建築基準法（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号による建築をいう。）工事の元請けとして、平成 6 年度以降に完成し、引き渡し完了した工事に係る施工実績を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合に限る。
- (9) 次の要件をすべて満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 一級土木施工管理技士、技術士（建設部門）又はこれらと同等以上の資格を有する者。
 - ② 建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証（土木工事業に係るものに限る。）及び第 26 条第 4 項の規定による監理技術者講習修了証を有する者。ただし、監理技術者講習修了証は、平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた者については不要とする。また、平成 16 年 2 月 29 日以前に指定講習を受講し、平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者については、指定講習受講修了証をもって代える。
 - ③ 開札日以前に申請者と 3 か月以上の恒常的な雇用関係にある者。
 - ④ 経常建設共同企業体にあつては、代表構成員が①、②及び③の要件を満たす技術者、その他の構成員が③の要件及び別紙「経常建設工事共同企業体の配置技術者の運用基準について」の『9 千万円以上 2 億円未満』欄に定める要件を満たす技術者を専任で配置できる者であること。
- (10) 次の要件をすべて満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 一級建築士、一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者
 - ② 建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び第 26 条第 4 項の規定による監理技術者講習修了証を有する者。ただし、監理技術者講習修了証は、平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた者については不要とする。また、平成 16 年 2 月 29 日以前に指定講習を受講し、平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者については、指定講習受講修了証をもって代える。
 - ③ 入札日以前に申請者と 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者

- ④ 経常建設共同企業体にあつては、代表構成員が①、②及び④の要件を満たす技術者、その他の構成員が①、②いずれかの要件及び④の要件を満たす技術者、いずれかの構成員が③の要件を満たす技術者を専任で配置できる者であること。
- (11) (1)の参加資格業者名簿における建築一式工事の年間平均完成工事高（格付けに当たり使用した経営事項審査における年間平均完成工事高）が、この工事の設計金額以上であること。

4 共同企業体の入札参加資格

(1) 共同企業体に関する資格要件

- ① 共同企業体の構成員数は**2**とする。
- ② 結成方式は自主結成とし、この工事においてその構成員が他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- ③ 各構成員の出資比率の最小限度は、**30パーセント**以上とする。
- ④ 共同企業体の名称は「代表構成員名・構成員名阿波市公営住宅新築工事共同企業体」とすること。
- ⑤ その他、共同企業体に関しては、共同企業体要綱の規定をすべて満足していること。

(2) すべての構成員に必要な資格要件

- ① 県内業者であり、平成 17 年度の参加資格業者名簿に建設工事の種類が建築一式工事で登載されている者であること。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 入札公告日から開札日までの間に、指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。
- ④ 入札公告日から開札日までの間に、徳島県発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- ⑤ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（平成 16 年 3 月 1 日以前に経営事項審査の申請を行ったものについては経営事項審査結果通知書。入札日前 1 年 7 月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者で、県の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑦ 建築工事業に係る建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受け、かつ、当該許可に係る営業所を県内に有する者であること。
- ⑧ この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- ⑨ ①の参加資格業者名簿における建築一式工事の年間平均完成工事高がこの工事の設計金額に占める出資比率相当額以上であること。

(3) 代表構成員に必要な資格要件

- ① (2)の①の参加資格業者名簿における**建築一式工事の格付けがA級以上**であり、同工事の格付点数が構成員中最大の者であること。
- ② 1棟の延べ床面積が450㎡以上で、かつ、階数が2以上（主要用途が工場、倉庫、その他これらに類するものを除く。）の木造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築（建築基準法（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号による建築をいう。）工事の元請けとして、平成6年度以降に完成し、引き渡し完了した工事に係る施工実績を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合に限る。
- ③ 次の要件をすべて満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 一級建築士、一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者
 - イ 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び第26条第4項の規定による監理技術者講習修了証を有する者。ただし、監理技術者講習修了証は、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた者については不要とする。また、平成16年2月29日以前に指定講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者については、指定講習受講修了証をもって代える。
 - ウ 平成2年度以降に②で規定する工事と同規模以上の工事における現場代理人、監理技術者又は主任技術者としての工事経験を有する者
 - エ 入札日以前に申請者（代表構成員）と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者
- ④ 構成員のうち最大の施工能力を有し、出資比率が最大であること。

5 入札説明書（入札概要書及び設計図書等）の配布等

(1) 入札概要書の配布

入札概要書を次のとおり無料で配布する。

- ① 配布期間
〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から同月〇〇日（〇）まで（市の休日（阿波市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ② 配布場所
阿波市〇〇〇〇〇〇番地
阿波市〇〇部〇〇課（電話 0883-35-〇〇〇〇）
- ③ インターネット
②の場所で配布する入札概要書と全く同じものを市のホームページに掲載しているので、当該ホームページ上若しくはダウンロードしたもので内容を確認できる場合は、あらためて配布を受ける必要はない。

(2) 設計図書等の交付

- ① 交付日
〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
- ② 交付時間
午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ③ 交付場所
阿波市〇〇〇〇〇〇番地
阿波市〇〇部〇〇課（電話 0883-35-〇〇〇〇）

- ④ 交付の方法
設計図書等の交付に当たっては、指名通知書の原本を確認の上、交付するので、③の交付場所に持参し、提示すること。

6 入札参加資格審査申請

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書（別紙1。以下「申請書」という。）と(2)に規定する入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）をそれぞれ1部持参の上、提出し、その確認を受けなければならない。

なお、提出期間に申請書及び確認資料を提出しない者又は建設工事審査委員会において、入札参加資格がないと認められた者は当該入札に参加することはできない。

(2) 確認資料

① 工事の施工実績

施工実績（3件まで記載可能）を別紙2に記載し、同工事に係るCORINSの帳票、契約書の写し、仕様書、設計書、図面等、工事概要（規模、構造等）が明確にわかる書類の写しを添付すること。

② 配置予定の技術者の資格

配置予定技術者（3名まで記載可能）の資格を別紙3に記載し、配置予定技術者の資格証明書の写し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し、健康保険被保険者証の写し等3ヶ月以上の雇用関係が確認できる書類を添付すること。

また、申請時において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として他の工事に従事している者を当該工事の配置予定技術者として届け出ることにはできない。（ただし、着工までに現在従事している工事が終了する予定である場合を除く。）

③ 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し

総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写しについては、申請書等の提出日前1年7月以内のもののうち、直近のものを添付すること。ただし、提出日前、直近の決算に係る総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の交付を受けていない者については、その前の決算に係る総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写しを提出することとし、契約締結予定日までに、総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の有効期間が終了する者については、再度有効な総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写しを提出すること。

(3) 入札参加資格審査申請の期間等

① 提出期間

〇〇年〇〇月〇〇日（〇）及び同月〇〇日（〇）

② 提出時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

③ 提出場所

阿波市〇〇〇〇〇〇番地

阿波市〇〇部〇〇課（電話 0883-35-〇〇〇〇）

④ 事前連絡

この入札に参加しようとする者は、①の提出期間に申請書及び確認資料を提出する旨を事前に電話連絡しなければならない。

ア 連絡日時

〇〇年〇〇月〇〇日（〇）の午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 連絡場所

阿波市〇〇部〇〇課（電話 0883-35-〇〇〇〇）

(4) 入札参加資格の確認

申請書等の提出期限の日をもって提出された施工実績等で、建設工事審査委員会の審議を経て入札参加資格を確認し、その結果は〇〇年〇〇月〇〇日（〇）に書面により通知する。ただし、同委員会において資格審査申請者数の状況、確認資料として提出された同種工事の施工実績等について審議した結果、指名しない場合がある。また、資格審査申請数が極めて少ない等の理由により追加申請を求める場合がある。

(5) 参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由（非指名理由）の説明

参加資格要件を満たしていないと認められた者は、市長に対して、その理由についての説明を書面により求めることができる。説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送により提出しなければならない。

① 提出期限

〇〇年〇〇月〇〇日（〇）

② 提出時間

午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

③ 提出場所

阿波市〇〇〇〇〇〇番地

阿波市〇〇部〇〇課（電話 0883-35-〇〇〇〇）

④ 回答

説明を求めた者に対し、〇〇年〇〇月〇〇日（〇）までに書面により回答する。

(6) その他

① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

② 契約担当者は、提出された申請書及び確認資料を、参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

④ 提出後は、原則として申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

7 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時

〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午後〇時〇〇分

(2) 入札及び開札の場所

阿波市市場町切幡字古田 2 0 1 番地 1

阿波市庁 2 階大会議室

8 入札方法等

入札方法等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、阿波市財務規則（平成17年阿波市規則第37号）その他法令を遵守するほか、阿波市競争契約入札心得の定めによるものとする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要綱に基づき指名停止の措置の対象となることがあること。
- (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者から現場に専任で配置する技術者を選任し、契約締結日までに「現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書」を契約担当者あて提出すること。

なお、契約後、当該技術者を変更することは原則として認めない。

(5) 問い合わせ先

① 入札に関すること

阿波市〇〇〇〇〇番地

阿波市〇〇部〇〇課（電話 0883-35-〇〇〇〇）